



発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 2-9-111キ北1F2F
 TEL 045-433-5221
 FAX 045-433-8403
 URL: <http://kanagawa-airo.com/>

第6回 定時総会が開催されました。



去る5月28日(月)午後3時30分から新横浜グレイスホテルにおいて第6回定時総会が開催され、当日出席者55名、委任状出席者2,088名、総数2,143名の出席をいただき横谷神奈川税務署長をはじめ、多数ご来賓の皆様がご臨席されました。

総会では、全議案審議の結果、原案通り可決承認されました。

- 第1号議案 平成28年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成29年度決算報告承認の件及び監査報告
- 報告事項1 平成30年度事業計画報告の件
- 報告事項2 平成30年度収支予算報告の件

平成30年度事業計画

I 基本活動

本会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、組織の基盤を確立することを基本に事業活動を展開してまいります。以上の基本方針のもと、本年も積極的に公益事業を推進し、これから来る消費税率の引上げや軽減税率等様々な制度改正に柔軟に対応するための研究と税務当局と連携し情報発信に努め、信頼される会活動に向けて取り組んでまいります。

II 事業計画

1 税制指導に関する事業

- (1) 会計システムを研究活用し指導相談体制の充実を図り減価償却計算書の配付を行い会員の適正申告と利便性向上に資するとともに積極的にe-Tax利用を推進する。
- (2) 複式簿記普及のための青色学校の開催と個別記帳指導を通じ、「青色申告特別控除85万円」適用の推進と記帳水準の向上を図る。
- (3) 記帳確認をはじめとした自己研さん運動を積極的に展開する。
- (4) 新規青色申告者をはじめ新入会者の記帳指導に努める。
- (5) 会計ソフト「ブルーリターンA」の利用普及を図り、

平成30年度 収支予算書

自:平成30年4月1日
 至:平成31年3月31日

(単位:円)

科目	平成30年度 予算額	平成29年度 予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	400	1,000	△600
②受取入会金	50,000	70,000	△20,000
③受取会費	62,370,000	62,694,000	△324,000
④事業収益	9,360,000	9,990,000	△630,000
⑤雑収益	4,007,000	3,934,000	73,000
経常収益計	75,787,400	76,689,000	△901,600
(2) 経常費用			
①事業費	64,451,659	63,918,000	533,659
②管理費	18,623,295	18,562,860	60,435
経常費用計	83,074,954	82,480,860	594,094
評価損益等調整前当期経常増減額	△7,287,554	△5,791,860	△1,495,694
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△7,287,554	△5,791,860	△1,495,694
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
租税公課(法人税等)	165,000	180,000	5,000
当期一般正味財産増減額	△7,452,554	△5,951,860	△1,500,694
一般正味財産期首残高	168,368,706	166,579,933	1,788,773
一般正味財産期末残高	160,916,152	160,628,073	288,079
(うち基本財産充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	160,916,152	160,628,073	288,079

- (6) 各種制度改正をはじめ租税や経営に関する研修会を開催し、税務知識の普及を図る。
 - (7) 専門家による税務相談会を実施する。
 - (8) 職員の指導力向上のための研修の充実を図る。
 - (9) 事業主報酬制度の創設、個人企業のための事業承継税制の創設、納税事務手続の簡略化等を一般社団法人全国青色申告会総連合に協力し、税制改正運動を推進する。
- ### 2 組織の拡充に関する事業
- (1) 記帳簿等保存制度の対象者拡大に伴い、指導活動を通じてより一層の青色申告制度普及と入会勧奨を推進し、会員増強を図る。
 - (2) 税務署の青色コーナーに協力し、青色申告制度普及に努める。
 - (3) 役員研修会を開催し、税務知識を高め、組織の活性化と会員増強に役立てる。
 - (4) 青年部・女性部の充実・強化により後継者の指導育成を図る。
 - (5) 関係各官庁・友誼団体と相互連携・協調・交流を図る。
- ### 3 広報等に関する事業
- (1) 会員に必要な税情報を提供し、健全な税務知識の普及を図る。

- ### 4 福祉厚生に関する事業
- (1) 研修旅行をはじめ各福利厚生活動を通じ、会員相互の親睦と交流を深める。
 - (2) 会員の生活安定の為、小規模企業共済、各種共済・保険の普及を図る。
 - (3) 生活習慣病健診の継続的な実施や保険の普及等、健康厚生事業を推進する。
 - (4) 専門家による法律相談会を実施する。
 - (5) 各会員優待サービスの周知を図る。
- ### 5 会運営
- (1) 一般社団法人として制度に適応した運営を図る。
 - (2) 理事会、委員会等各種会議を開催し、円滑な会運営に努める。
 - (3) マイナパー制度の定着に向けて協力するとともに適切な取り扱いと安全管理措置に努める。
 - (4) 事務局の充実発展のために諸施策を推進する。
 - (5) 会館取得及び事務局移転を検討する。
 - (6) 会費基盤の健全化を図る。

配偶者がいる従業員の源泉徴収算定方法に注意！ (専従者を除く)

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、本年より適用開始となります。
それに伴い、毎月の従業員等の源泉徴収を算定する上で必要な扶養親族等の数が変更となりました。
従業員等（専従者を除く）に給与を支給している事業主の方はご確認お願い致します。

・配偶者に係る扶養家族等の数の計算方法の変更

「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者（※1）に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。
また、同一生計配偶者（※2）が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することになりました。

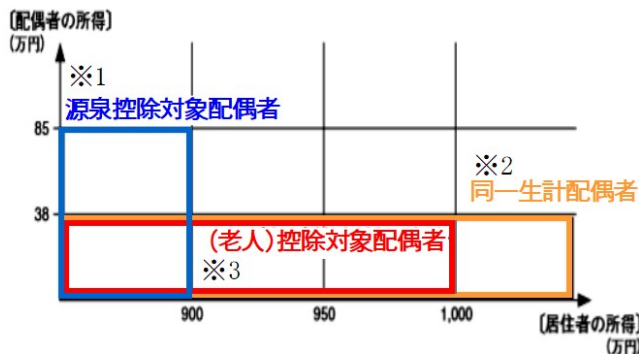
具体的な扶養親族等の数の計算方法は、下表【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
(給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	配偶者が障害者に該当する場合は1人加算				
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

1. 源泉控除対象配偶者（※1）とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。
2. 同一生計配偶者（※2）とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人をいいます。
3. （老人）控除対象配偶者（※3）とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。
4. 上記1～3を図示すると、下表【参考：配偶者の範囲】のとおりです。

【参考：配偶者の範囲】



※配偶者控除及び配偶者特別控除の改正
合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできないこととされました。
また配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、控除額も改正されました。

6月1日(金)から区役所で マイナンバーカードを申請すると 郵送で受け取れるようになります

これまでマイナンバーカードは、郵送などで申請し、受取時は居住区の戸籍課に来庁のうえ、カードを渡していました。この方法に加え、本人が居住区の戸籍課窓口で事前に申請し、暗証番号を提出することで、後日、本人限定受取郵便でカードが受け取れるようになります。申請後、受取までにおおむね1～2か月程度要します。



- 開始時期** 6月1日(金)
- 必要なもの**
 - ①通知カード
 - ②住民基本台帳カード(持っている人のみ)
 - ③顔写真(縦4.5cm、横3.5cm)
 - ④運転免許証などの本人確認書類

詳しくは、ホームページで確認してください。

【この記事に関する問合せは】
区役所戸籍課またはコールセンターへ

横浜市 マイナンバー 検索

☎664-2525 ☎664-2828

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.14)

ご存知ですか？ 青色申告の特典 1 ～ 家族に支払った給与を必要経費に計上できる場合 ～

まずは、こんな質問から..

Q 毎日仕事を手伝ってくれている妻に、給与を支払いたと思っています。また、時々子どもに手伝ってもらうこともあります。妻と子供に支払った給与を必要経費にすることはできるのでしょうか？

A 次の①②の両方に該当し③の手続きをすれば、家族に支払った給与を必要経費に計上できます。(この特典を青色事業専従者給与といいます。)

- ① **専ら** (事業主と一緒に事業に専念して) 従事していること
年を通じて6ヶ月を超える期間、事業に専ら従事していること。時々手伝っただけでは、給与を支払ったとしても、必要経費に計上することはできません。
- ② **生計を一にする** (同じ家計で暮らしている) **親族** (15歳以上) であること
★ 参考 別居をしている親族に対して支払った場合は、「給料賃金」として必要経費に計上します。青色事業専従者給与の対象になりません。
- ③ 「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出
新たに専従者となった日から2か月以内 } までに届出書を提出します。
青色事業専従者給与を支払う年の3月15日 }
★ 参考 「記載した金額の範囲内で給与を支払います」という届出のため、届出した金額を超える場合は、変更届出書の提出が必要です。(給与の額を下げる場合の届出は必要ありません。)

次の質問です..

Q 私の所得の場合、妻のパート収入が103万円以下だと配偶者控除(38万円)を受けることができると聞きました。妻への青色事業専従者給与は年間96万円なので、私は、妻を配偶者控除の対象にできますか？

A 事業専従者はその**給与の収入金額に関わらず、配偶者控除や扶養控除の対象にできません。**(奥様が青色事業専従者である限り、重複して配偶者控除を受けることはできません。)

ご存知ですか？ 青色申告の特典 2 ～ 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例～ 10万円以上30万円未満の減価償却資産(工具・器具備品・ソフトウェアなど)については、耐用年数による減価償却計算によらず、取得した年分の必要経費に全額計上できるという特典です。

決算書の減価償却欄の書き方

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の償却期間	⑤ 本年分の普通償却費 (③×④×⑧)	⑥ 割増(特別)償却費	⑦ 本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専用割合	⑨ 本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
パソコン	-	30年	合計180,000円 ()	180,000円 明細は別添保管	-	-	-	12月	-	-	-	-	180,000円	-	措法28の2

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納付をお忘れなく！

予定納税（第1期分）納付期限	平成30年7月31日
----------------	------------

●予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度を予定納税といいます。

●納付する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額になります。

●予定納税額の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、平成30年6月30日の現況で、平成29年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます（申請書は、国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意してあります。）。第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成30年7月17日（火）までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください。税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

●予定納税額の納付

～振替納税を利用している方～

納期限（平成30年7月31日（火））に指定の金融機関の口座から自動的に引落しされます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

～その他の方～

納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。

7月・8月港北出張所について

7月・8月（下記日程）は予約制とさせていただきます。ご来所の際は、前日までにお電話の上、ご予約をお願いいたします。ご予約のない日は、閉所とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

予約開設日 7月23日（月）・30日（月）
8月6日（月）・20日（月）・27日（月）

予約電話番号 045-433-5221

●港北出張所

開設日受付時間 10時～11時・13時～14時

電話番号 070-5593-2028（PHS）
（開設日以外はつながりません）

※7月2日（月）、9日（月）は通常通りの開設となります。

弁護士・税理士による

無料法律・税務相談会

（毎月第1火曜日）

あなたの悩みを専門家がお答えします。



●開催日程
7月3日（火）
8月7日（火）

- 会場 事務局 3F（東白楽）
- 時間 PM1:00～PM3:00迄
- 電話番号 433-5221（予約制）

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

5月				4月			
28日	16日	8日	26日	24日	23日	18日	17日
春季リーダー研修会	全青女性部定時総会	無料法律・税務相談会	理事會	女性部役員會	県連青年部常任委員會	監査會	會長副會長會議
第6回定時総会							神彰會役員會
							八者會定例會議
							福祉厚生事業委員會
							県連女性部理事會
							事務局長會議
							無料法律・税務相談會
							新規入會者記帳指導會
							消費稅申告指導會

（お申し込み）



●事務局よりお知らせ

7月27日（金）

県下職員研修のため

12時までの業務とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

